

## 中央労働災害防止協会役員退職金規程

中央労働災害防止協会定款第21条に基づき、中央労働災害防止協会役員退職金規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は定款第21条に基づき中央労働災害防止協会常勤役員の退職金について定めることを目的とする。

(退職金)

第2条 役員が退任した場合には、在任期間1月につき、その者の退任しまたは死亡した日における本俸の月額 $100$ 分の $12.5$ に相当する額を乗じて得た額以内の金額を退職金として支給する。ただし、第4条の規定により引き続き在任したものとみなされた者のうち、異なる役職の役員を命ぜられた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在任期間(以下「役職別在任期間」という。)1月につき退任の時における当該異なる役職ごとの本俸の月額にそれぞれ $100$ 分の $12.5$ に相当する額を乗じて得た額の合計額以内の金額とする。

(在任期間)

第3条 在任期間(役職別在任期間を含む。)の月数(以下「在任月数」という。)の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別在任期間の合計月数が次条の規定により引き続き在任したものとみなして計算される在任期間の月数を超えるときは、役職別在任期間のうち端数の少ない月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別在任期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

第4条 役員が任期満了の日若しくはその翌日に再び同一若しくは異なる役職の役員を命ぜられたとき又は定款第20条第2項に基づき、任期満了後又は辞任後も、新たに役員が選任されるまで引き続きその職務を行うときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在任したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。